経営会議要録

確定版

日時・場所	令和８年 10 月 26 日（月）9 時 00 分～　庁議室
出 席 者	櫻本市長、林副市長、北脇教育長、井狩政策調整部長、西村総務部長、山田都市建設部長、事務局

１．開会

２．議題

①法定外公共物（水路）所有権確認請求事件控訴審（第二審）判決の概要と今後の対応について

令和６年８月 13 日付けで訴訟提起され、市が控訴している法定外公共物に係る所有権確認請求事件について、第二審判決の言渡しがあったため、その概要及び今後の対応方針について、審議する。

→審議了

＜共有＞

・行政財産における民法と地方自治法の関係について、裁判所は、当該水路がその機能を失っていると判断し、実質的に普通財産として扱ったうえで、民法を適用したのではないかと思われる。ついては、敗訴の原因は何か。

→敗訴の大きな要因は、当該水路の機能が既に失われていることである。よって、裁判では原告が無過失で 10 年間占有したことによる時効取得が認められた。

・最高裁に上告する目的は、第二審判決では十分に扱われなかった新たな争点があるからという認識で良いか。

→最高裁では新たな争点で争うというものではなく、上告では憲法違反や重大な手続違反を、上告受理申立てでは判例に反する判断や法令解釈上の重要な問題を主張する。今回は、いずれについても論点が成立するということで、両方で実施することとした。

・上告受理申し立ては必ずしなければならないのか。

→上告は憲法違反や重大な違反であることを示す必要があるため難しく、上告受理申立てによって最高裁に申し立てることが多いと聞く。実務上は上告と上告受理申立てを併せて行うのが一般的であるとのことで、今回は上告も理由が立つため、両方で申し立てる方針である。

３．閉会